

岩邑中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定→令和4年4月1日改訂

はじめに

ここに定める「恵那市立岩邑中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ◎いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

- ・岩中人権宣言の活用

岩中人権宣言

岩中生は以下のことを積極的に行います

第一条 互いの個性に気づき合って、分かり合う

第二条 互いの意見を伝え合って、鍛え合う

第三条 互いのよさを認め合って、高め合う

令和3年3月 人権宣言集会にて改訂

- ・岩中人権宣言は生徒が主体となって、2年に1度改訂する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(４) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(１) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート〔シャルウィートーク記名式、いじめアンケート（記名式）〕の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(２) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・「ＳＯＳの出し方に関する教育」をスクールカウンセラーの指導の下、全校統一して実施する。
- ・「スクールライフノート」を活用し、生徒の実態把握に努める。

(３) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、主任児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき、市教育委員会へ報告し、重大事態として対応する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、
学校医、主任児童委員、子ども相談センター 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

(1) 年間の計画

月	取組内容（例）	備考
4月	・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・PTA総会で「方針」説明 ・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・家庭訪問 ・生徒会による人権集会	「方針」の確認
5月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第1回H-QU検査実施 ・「SOSの出し方」に関する全校統一授業 ・生徒指導・いじめ対策委員会（校内）の実施	
6月	・シャルウィートークのアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・教育相談（二者懇談） ・学校運営協議会での状況説明	
7月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・ネット・スマホの危険性についての講演会→SNS講演会の実施 ・生徒指導・いじめ対策委員会（校内）の実施 ・職員による自己評価実施 ・H-QU検査研修会	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・H-QU検査結果の分析・交流） ・職員による自己評価分析、二学期からの取り組みに反映	夏季休業中の指導
9月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
10月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・生徒指導・いじめ対策委員会（校内）の実施 ・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
11月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・三者懇談の実施 ・ひびきあいの日講演会の実施 ・岩中人権宣言の振り返り ・学校運営協議会での状況説明	
12月	・シャルウィートークのアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・職員による自己評価・保護者による学校評価・生徒による取り組み評価の実施 ・第2回H-QU検査実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・生徒指導・いじめ対策委員会（校内）の実施 ・学校評価の分析と次年度の方針立案 ・第2回H-QU検査の職員研修（前回比較による分析）	
2月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・教育相談（二者懇談） ・学校運営協議会での状況説明	
3月	・シャルウィートークのアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学校評価から次年度の取り組みについて広報	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

(2) P T Aの取組

- ・各学校のP T Aが「いじめ防止の基本的な方針」を作成し、保護者としていじめ問題への取組を明確にし、共通理解を図る。
- ・各学校のP T Aの組織の中に、「ネットパトロール」の活動を取り入れ、SNS等のネットの危険性や、安全安心な使用についての啓発活動を通して、全児童生徒の様子を見守っていくように努める。また、そのための研修会を実施する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】※調査・報告・対応

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

(2) いじめ及びつながる行為への対応の具体的動き

情報確認 ○年○○君について ○月シャルウィートークにていじめの行為確認
・学級の仲間数人が○○君についてのいじめ行為を書いていた。(例)

校長への報告(第一報) **早急な事実の把握**を指示

事実確認 学年からの情報交流でいじめにつながる行為確認

①学年主任・担任を通じ事実の有無を確認

- ・書いた生徒 学級リーダーの話
- 行動→ 避けて通る・机をつけない 消しゴムのカスを投げつける
- 言葉→「キモイ」と落書き

本人との面談での事実

- ・言われたくない 言われると「やめて」と言っている
- ・○○部の先輩に相談した ・自分では対処できない
- ・家族には言っていない様子 ・消しゴムのカスを投げつけられた

②教頭は小学校へ連絡

- ・過去の事実を確認→・小学校○年生でいじめの事実があった。
- ・その後○年生でも行為が続いていた。

対応 1 (短期的対応) 即時対応

(1) 臨時打ち合わせの実施

職員に対しての共通理解の徹底

- ①いじめにつながる行為は絶対許さない厳格な態度で臨む。
 - ・職員全員が注視し、現場を見つけたら厳しく指導する。
 - ・小学校とは違うことを、職員がしつけること。
- ②職員全員が本人を守るために情報をこまめに報告し、共通理解し行動する。

相談→連絡→報告 または 確認→連絡→報告

対応 2 (長期的対応) 継続的対応

○対策会議の実施 (校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任)

誠心誠意の対処と態度で臨む

- 全体への指導
 - 双方の生徒への指導
 - 保護者への報告 (指導方針・指導方法についての了解)
 - 保護者への連絡と協力依頼 (双方共に)
- ※情報提供者については漏らさない

保護者対応

- いじめられた側
 - ①懇談の実施
 - ・事実の確認と謝罪
 - ・学校の対応に対して意見を聞く。
 - ・今後の対応について相談
- いじめた側
 - ・状況によっては保護者を呼び出して対応
- 双方と定期的に連絡し状況を確認する
 - ・生徒の成長した良さも合わせて連絡する

本人対応

- 継続的に状況把握
 - ・定期的に面談の実施
 - ・声かけは毎日
 - ・ノートチェック
- 本人の情報交流
 - ・教科担任
 - ・担任
 - ・部活など各担当
- 生活指導
 - ・本人の人間的成長を支援する

仲間対応

- 全体への指導
 - ①学年集会の実施
 - ・教師側の厳格な態度を示す
 - ②いじめの事実をアンケートにて把握
 - ③学級指導
 - ・いじめの事実から
 - ・アンケートの中から
 - ④道徳
 - ・人権に関わる資料で
 - ⑤いじめの中心となっていた生徒への指導
 - ・規律正しい生活への指導
 - ・誉めて育てる

※今後いじめにつながる行為が絶対にならないように職員が覚悟して臨むこと

全職員で、安心・安全な学校づくりを推進

いじめ及びいじめにつながる行為

いじめ情報 (本人から・仲間から・家庭から・職員から)

本人・保護者に対して
気づいていなかったことを謝罪

情報提供者に対して
漏らさない約束

詳細な事実の把握 (いじめた側・いじめられた側)

- ◆ 複数の教員で対応しメモをとる
 - ◆ いじめた側が複数でも個別に複数の教員で対応
 - ◆ 状況に応じて教科担任や他の児童生徒からも聞く
- ◆ 市教委へ第一報→東教事へ

事実の突き合わせ

校長・教頭・生指主事・担任等対策会議

- ◆ 早急な解決を目指す！
- ◆ 誠心誠意の対処を！

いじめた児童生徒には

重大さを説諭・誠意を持って謝罪へ

双方の児童生徒を集めて指導の会＝今後いじめがないよう指導

- ◆ 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任

保護者に事実・指導方針・手順の了解

家庭へ連絡・協力依頼

- ◆ 以後も定期的に連絡をとり状況を確認

- ◆ 状況によっては学校へ来てもらう

基本的に以下の行為も「いじめ」であるととらえる

- ▲ 金品授受 ▲ 持ち物隠し ▲ 仲間外し ▲ いたずら手紙
- ・ 金品授受＝「お金貸して」から「金を持ってこい」へ発展

加害者の言い訳

この段階の指導が極めて大切

「ただ借りただけ」
「必ず返す」

- ・ 持ち物隠し, いたずら手紙＝早急に学級で指導する

「行為をされた仲間の気持ちの理解」

※学級や学年を越えている場合は学年集会・全校集会。

※メールや掲示板等の書き込みも同様に指導する。

※間接的ないじめに対しても直接的ないじめより厳しく指導する。

※携帯電話・メール等で中傷があつたら、自分だけで解決しようとせず、先生や親に相談するよう指導しておく。

7 いじめ解消の定義

- ・ いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、3ヶ月を目安として期間継続していることをいう。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者または学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・ いじめが解消されているかどうかを判断する時点において、いじめを受けていた被害生徒が、その行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを本人及び保護者と面談をして確認する。さらに、被害生徒とＳＣ等による面談により客観的に確認する。
- ・ 「いじめが解消されている」場合も一つの段階にすぎないと考えて、再発する可能性を考慮し、継続して日常的に注意深く観察していく。

8 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関する事
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関する事
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ・ 学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載、ＰＴＡ総会（4月開催）にて資料配付・公表、その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
また、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

9 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となる。したがって、シャルウィートークなどのアンケート原本といった一次資料と聴取の結果等を記録した二次資料及び報告書を5年間保存する。
- ・ 資料の保管については、「恵那市のいじめ防止等のその基本的な方針」に準ずる。